

平成28年第7回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年7月22日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

16番 下地泰斗委員 17番 玉元正助委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について

平成28年第7回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年7月22日 金曜日 14時00分から16時25分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		×
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		×
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		×
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男
 16番委員 下 地 泰 斗 17番委員 玉 元 正 助

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 次長兼農政係長 川 満 秀 盛
 農地係長 川 満 邦 弘 調整官 下 地 一 史 主 査 豊 見 山 徹

開 会 14時00分
 閉 会 16時25分

8. 会議の概要

平成28年7月22日

開会： 14:00

議長 ただ今から、平成28年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名の欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、16番 下地泰斗委員、17番 玉元正助委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転、代物弁済移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から9番までは、議案書10ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西城保育所から城辺方面向け約800メートル行ったカーブ近くのすじ道を約400メートル下った比嘉排水路北側に位置しており、現在はカブだし管理がされています。

12番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。
2番の申請地は、西城保育所北東約800メートルに位置し、現在はトラクターで耕うんされた状態です。

3番の申請地は、保良のレストラン「海宝館」から西へ約500メートルに位置し、現在はカブだし管理がされています。両地とも整備事業も終了しております。

14番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、元の大和自練南側にある総合開発事務所南側約100メートルに位置し、現在はサトウキビ収穫後のカブだし管理がされており、移転後に申請人が収穫予定とのことです。

16番委員 受付番号5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番の申請地は、松原鉦山から西へ約300メートル行った松原ミナバ土地改良地区内に位置し、現在は夏植えがされています。申請人は以前に、すでに購入代金支払い済みという事ですが、移転登記がなされていないため今回の申請となりました。

6番の申請地は、空港滑走路南側道路を南へ約100メートルに位置し、現在は夏植えがされています。

21番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番と8番の申請地は、福山集落後方東側にあり、隣接しています。福山十字路をピンフ嶺向け約600メートル行って右折し、さらに1キロメートル行った左手坂道を約200メートルにある十字路東側に位置し、現在はサトウキビが栽培されています。未整備地区のため周辺は原野等もあり、道を隔てた向かい側は草地となっております。

29番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間の共同乾燥施設南側約500メートルに位置し、現在は葉たばこ収穫後、整地されています。周辺地域はサトウキビが作付けされていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。まず、受付番号10番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号10番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から12番までは、議案書19ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港線と上野線が交差する十字路信号を西へ約100メートルに位置し、現在農地の半分は碎土され夏植えの準備がされており、半分はカブだし管理がされていました。祖父からの賃貸借で、申請者はとても意欲的な若者です。

12番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城海岸交差点を西へ約1キロメートルに位置し、現在はサトウキビが植え付けら

れており、一角はトラクターで耕うんされていました。

- 17番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部製糖工場正門東側約600メートルにある墓地団地から、さらに100メートルの所に位置し、現在は今期収穫予定の夏植えがされており、土地改良も終了しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号10番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、12件でございます。
まず、受付番号13番から24番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から24番までは、議案書22ページから33ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号13番から24番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（代物弁済移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（代物弁済移転）は、1件でございます。
まず、受付番号25番の説明をいたします。

【議案第1号、受付番号25番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号25番は、議案書34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいた

します。

- 13番委員 受付番号25番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、砂川小学校から平良方面向け約800メートルにある佐和田鉄工所西側道路を南へ約200メートル行った交差点を左折し、さらに100メートル行った右手に位置し、現在農地の半分はカブだし管理がされており、半分は夏植えの準備がされています。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（代物弁済移転）」受付番号25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
腰原（1347-1、1348-1）の農地の所在は、空港滑走路西側にあるトラック組合事務所から腰原集落方面へ行った左側の電気保安協会事務所前道路を挟んだ向かい側に位置し、現在は夏植えの準備がされています。腰原（1414-1）は先の農地から東へ約200メートル、南腰原（1430-1、1430-2）は北東へ約200メートルに位置し、それぞれサトウキビが植え付けられていました。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、千代田カントリークラブ北側約200メートルに位置し、現在はビニールハウスが2棟あります。申請人はハーベスターのオペレーターしながらキビ作を頑張っていますが、今後はこのビニールハウスで冬瓜のハウス栽培を予定しています。

5番委員 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。
3番の農地の所在は、更竹病院から城辺方面向け約600メートルの信号を北へ約1.5キロメートル行った上り坂右手に位置し、現在は整備事業済みですが、暗架整備のためカブが踏みつけられている状態でした。

4番の農地の所在は、更竹病院から城辺方面向け約500メートル左手に位置し、現在は整備事業済みで夏植えの準備中でした。

9番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA下地支店から前浜ビーチ向け、集落外れの最初の十字路を左折し約400メートル行った十字路を右折して2番目に位置し、現在は葉たばこ収穫後整地されています。申請人は新規就農となりますが、これまでも父親の農業を手伝うなど大変意欲的に農業に取り組んでおります。夫婦間の利用権設定となります。

11番委員 受付番号6番から8番について、現地調査の結果を報告いたします。
6番の農地の所在は、JA上野給油所から平良向け約1キロメートルに宗教法人があり、道路を挟んで斜め向かいに位置し、現在は耕起され夏植えの準備がされています。

7番の農地の所在は、宮原小学校北西約800メートルに位置しております。申請地は約3年以上遊休地となっていました。現在申請人が雑草や低木等を伐開し整地しています。

8番の農地の所在は、市役所上野庁舎から新里方面へ約200メートル左手にあるあずま屋を南へ約50メートルに位置し、現在はドラゴンフルーツやビニールハウスがありました。申請人は野菜の施設栽培を中心に頑張りたいという事です。

12番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺小学校北側約1キロメートルにある福北公民館から東へ約400メートルに位置し、現在は整備事業も完了しカブだし管理がされております。

事務局 受付番号10番について説明します。
沖縄県農業振興公社が借り受けをします。申請地については、参考資料をご覧ください。詳細については、質疑の中でお答えします。

議長 受付番号10番について事務局から説明がありましたが、関連して農政課から補足説明をお願いいたします

農政課 今回の農地中間管理機構の案件は1件です。
申請地は、昨年度の農地相談会（県内不在地主相談会）の対象案件ですが、耕作者が分からないという事で調査が長引いておりました。現在、サトウキビ栽培と野菜栽培がされています。サトウキビ栽培については耕作者が判明しましたが、野菜栽培については不明で連絡がとれない状態です。そのため、今回の申請地面積からは省いています。サトウキビ栽培部分の面積1,950㎡を沖縄県農業振興公社で借り受けて、計画に基づいて現在の耕作者と手続きを進めていくことになっています。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明も踏まえてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

8番委員 受付番号10番についてですが、野菜栽培部分の面積を省いてあるという事ですが、今後農地中間管理機構を仲介して借り受けする場合、面積のトラブル等は発生しませんか。

農政課 現時点では、野菜栽培の耕作者が不明のためその部分の面積を省かざるを得ませんが、農地中間管理機構としてはきちんと管理し、今後耕作者が判明次第、改めて借り受けを検討していく予定です。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:48

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は11件でございます。まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在、更竹病院から城辺方面向け最初の信号を北へ約2.5キロメートル行った長北暗架を約70メートル東、道路を挟んで左右に位置し、右側はカブだし管理がされており、左側は小規模の土地で、採苗後耕うんされていました。

2番の農地の所在、1番の所在から約250メートル東へ行った左手に位置し、現在は春植えがされていました。申請人は、ハーベスターを2台所有し大変意欲的に頑張っております。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、前浜ビーチ手前観光農園「まいぱり」側の十字路を集落向け約150メートル左手に位置し、基盤整備も終了して農地として最適な状態です。申請人は本土からの移住者で、宮古島での農業に大変意欲的で、野菜の露地栽培や施設園芸を頑張りたいという事です。

11番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の農地の所在、JA上野給油所から宮国方面向け約800メートル左手「ティマカハイツ」を北東約200メートルに位置し、葉たばこ収穫後の耕起前でした。申請人は、現在葉たばこ専業で頑張っております。

5番の農地の所在、上野新里公民館から南西約500メートルに位置し、葉たばこ収穫後の耕起前でした。申請人は新規就農者で、オクラ作りを頑張りたいという事です。今後は機械等も導入して規模拡大を図る予定です。

12番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、城辺小学校裏手、北東約400メートルに位置し、現在は夏植えの準備でトラクターで耕うんされていました。

16番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の農地の所在、松原集落から松ヶ原ゴルフ場向け農道の中央あたりに位置し、現在はサトウキビ収穫後碎土された状態です。5月頃に依頼を受けていた案件ですが、今回の申請となりました。

8番の農地の所在、松原集落から川満集落向け海岸沿い道路左手の松原墓地団地北側に位置し、現在は土地改良後ひまわり等の緑肥が植えられていました。購入後は申請人が農業生産法人の観光農園として使用する予定です。

21番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、西辺中学校から福山向け約1.5キロメートル行き左折して約300メートルにある十字路左手に位置し、現在はサトウキビが植えられています。周辺地域は整備事業が済んで、サトウキビ畑が広がっていました。申請人は農業生産法人の代表者で、ハーベスターのオペレーターとして頑張っています。

24番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、中休から友利集落向け約3キロメートルにある佐和田鉄工所北側約600メートルに位置し、現在は牧草地になっています。申請人は、定年退職後サトウキビ栽培と畜産を頑張っており、規模拡大を予定しています。

26番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、伊良部南西生コン工場北東約80メートルに位置し、現在はサトウキビが植えられています。周辺地域はサトウキビ畑と雑木林が半々で、養蜂業に適した場所と思われます。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

事務局 今月の農用地利用配分計画案は、1件でございます。
まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意

見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:17

再 開 : 15:27

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される条許可申請の現場調査を平成28年7月14日に行いました。調査委員は15番私、砂川と16番、下地泰斗委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、上地次長、下地調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条9件、非農地証明願3件、合計14件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、17時から17時15分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松バイパス線沿いJA給油所南側約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 確認です。転用目的が公衆用道路となっていますが、単に進入路としての利用なのか公衆道路として位置指定を受けるのかどうか教えて下さい。

事務局 申請地は、幅員6.1メートル、側溝等も整備されており位置指定を受ける道路になります。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は1番と関連します。久松バイパス線沿いJA給油所南側約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、受付番号1番から9番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします

15番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市総合グラウンド南約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、公園等に囲まれた0.1haの連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろし

いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

15番委員 受付番号2番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県営平良北団地東約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、ガードレール等に囲まれた0.1haの連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

15番委員 受付番号3番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下崎集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた1.9haの第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 この案件は、以前個人住宅建設予定で申請があり承認されたと記憶しておりますが、取り下げ後の再申請ということですか。

事務局 この案件は、取り下げではなく事業計画変更申請となります。参考資料に申請書の添付はありませんが、同時に提出されております。

2番委員 この申請地は平成24年度に申請許可がなされ、4年経過後の現在別の方から変更申請がされています。農地の売買であれば、必要とする方が譲り受けて営農してもらえれば問題ないと思いますが、5条転用等の案件については、短期間で売買が行われて、申請当時の計画実行がなされないのは問題だと思います。農業委員会総会で承認する際に、申請通り計画実行してもらうため何らかの条件を付した方がいいと考えますが、どう思いますか。

事務局 この案件は、確かに以前承認されております。申請人も当初は計画実行に意欲的でしたが、実際問題として、東京一宮古間の往復という事で時間や交通の面で大変不便であることや、また申請人の体調不良により計画を断念せざるを得ず今回の事業計画変更申請に至った次第です。長濱委員の仰ることはもっともですが、今回の案件につきましては、このようないきさつがあったことをご理解下さい。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:47

再 開 : 15:49

議長 再開します。
ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

15番委員 受付番号4番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿いJA給油所裏手に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた0.9haの連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

15番委員 受付番号5番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿いJA給油所裏手に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 6 番委員 受付番号6番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は申請地は久松バイパス線沿いJ A給油所裏手に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、1 0 h a 以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 6 番委員 受付番号7番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はメイクマン駐車場に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、店舗、水道用地、山林等に囲まれた0. 1 h a のその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 6 番委員 受付番号8番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は島尻集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、排水路、段差等のある農地に囲まれた0. 1 h a のその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

- 16番委員 受付番号9番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は空港近くの十字路信号から上野向け約1キロメートル右手に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野及び段差等のある農地に囲まれた0.1haのその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

- 事務局 今月の非農地証明願いは、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第7号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

- 16番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐良浜地区から伊良部地区向け約1キロメートルに位置し、一帯は原野等に囲まれ3メートル以上の雑木、雑草等で覆われており農地としての跡形もないことから、非農地相当であると判断いたしました

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

- 16番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下崎集落から成川集落に向かう中間あたりに位置し、周囲を原野等に囲まれ、さらに鉾山に隣接していて土壌の表土はほとんどない岩盤地帯で、農地としての使用は困難なことから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

16番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間島西海岸沿い、通称池間1周線沿いに位置し、一帯は4メートル以上の雑木等が生い茂った原野で、農地としての使用は困難なことから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第9議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明いたします。

【議案第8号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

7番委員 この案件は、6月の総会でも審議されましたが、現在も裁判中という事であり進捗状況等を教えて下さい。

事務局 6月の総会で議論された案件については、農業委員会の意見を付してすでに県に送付しておりますが、県としては、相手方の意見等の詳しい聞き取り調査等を行った後受領したいということで、県の常設審議委員会への提出も含め保留されている状況です。現在、内容の確認、訂正、追加等の作業を行っているところです。
今月の案件については、新たに当時の5条の許可申請書が見つかり、賃貸借の事実が明らかになったため、先月の案件とは別件として総会に諮ることになりました。この2つの案件は、県の常設審議委員会の承認を得た後に判断されると思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 確認です。この案件は、農業委員会の意見を付して県に送付するということですが、我々が裁判内容について許可・不許可を判断するわけではなく、あくまでも農業委員会としての意見を述べるという事によろしいですか。

事務局 資料49ページ、解約の理由として、農地法第18条第2項第1号および第5号、第6号に該当するため、となっています。

【第1号：背信行為（賃料の不払い、約束を守らない等）、第5号：法人の要件を欠いている、第6号：その他（裁判で和解勧告中）】

申請があった以上、農業委員会としては法律に基づいて調査、審議をし、その結果を県に進達しなければなりませんので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

9番委員 確認です。今回の案件は、6月の総会で審議され送付された内容に不備があるから、今月の総会で再度審議し直して下さい、という事ですか。

事務局 そういう事ではありません。先にも説明したとおり、先月審議された案件についてはすでに送付済みです。ただ、調査不足、記述不足等で内容不備のため、追加確認を行っているという事です。今回の案件は前回の案件とは別件で、賃貸借契約がなされている9筆中の1筆についてです。ほかの8筆については、先月の総会で審議済みとなっております。

議長 休憩します。

休 憩 : 16:16

再 開 : 16:22

議長 再開します。
ほかに質疑があればこれを許します。

26番委員 私なりに要約して私見を述べたいと思います。
この案件の解約理由として、農地法第18条第2項第1号、第5号、第6号に該当するため、となっているのは理解できます。耐応年数が残っている建物について、この賃貸借が個人間で口頭で行われた事に対して、農業委員会は関与できないと思います。我々が意見を述べられるのは解約理由についての部分だけで、現在裁判中である肝心の点についてはどのように意見を述べていいか難しいところです。

事務局 解約の理由について、事実のみを報告したいと思います。契約云々については、一切お答えすることができませんので、そのようにご理解下さい。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 日程第9議案第8号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

《発言なしの声あり》

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 16:25

平成28年7月22日

会 長 野 崎 達 男

16番委員 下 地 泰 斗

17番委員 玉 元 正 助